

研究倫理規程

(平成 29 年 3 月 23 日施行)

(目的)

第 1 条 本規程は、女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下、本学という）における研究活動上の不正行為（以下、不正行為という）に関する責任体系を明確にし、不正行為を防止するために必要かつ適切な体制整備を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、論文、著作など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等において次の各号に該当する行為があった場合をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータや、存在しない研究の結果等を作成すること
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) 二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- (5) 不適切なオーサiership：論文著作者が適正に公表されないこと
- (6) その他、研究の実施にあたり、法令及び関係諸規則、本学規定等に違反する行為

(責任体系の明確化)

第 3 条 不正行為に係る責任体制を明確にするため最高管理責任者と研究倫理教育責任者を置く。またその公表は、当規程の本学ホームページ上への掲載をもって行う。

- (1) 最高管理責任者：学長

学園全体を統括し、不正行為の対応等について最終責任を負う。最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

- (2) 研究倫理教育責任者：副学長

最高管理責任者を補佐し、不正行為への対応等について実質的な責任と権限を有する。

研究倫理教育責任者は、最高管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- ア 不正行為防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- イ 不正行為防止を図るため、研究活動に関わる全ての教職員等に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ウ 学生に対する研究倫理教育の実施

- 2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

(関係者の責務)

第 4 条 本学の教職員は、不正行為を行ってはならない。

- 2 研究活動に関わる全ての教職員は、研究倫理教育責任者が定期的に実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

- 3 研究活動に関わる全ての教職員は、研究成果の検証を可能とする研究データ等について、研究分野の特性に応じた合理的な期間（合理的な期間が判定できない場合は 5 年間）これを保存し、必要と認められる場合はこれを開示しなければならない。

(研究倫理委員会)

第 5 条 研究倫理教育の企画、改善等について審議等を行うため、研究倫理委員会を置く。

- 2 研究倫理委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究倫理教育の企画、改善等に関する事項
- (2) 最高管理責任者の諮問事項
- (3) その他研究倫理委員会が必要と認める事項

- 3 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 研究倫理教育責任者
- 二 最高管理責任者が指名する者 2 名以上 6 名以内

- 4 研究倫理委員会の委員長は、研究倫理教育責任者とする。

- 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 6 研究倫理委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数で決する。

- 7 研究倫理委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴収することができる。

- 8 この規程に定めるもののほか、研究倫理委員会の運営に関する必要な事項は、研究倫理委員会が定める。

(相談窓口)

第 6 条 不正行為に関する相談窓口は、事業推進グループとする。

(告発窓口)

第 7 条 告発に関する窓口は、総務グループとする。

- 2 告発を受けた場合、直ちに最高管理責任者及び研究倫理教育責任者に対して当該告発を回報しなければならない。

(告発・相談の取扱い)

第 8 条 告発の意思を明示しない相談があった場合、相談窓口は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

- 2 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談があった場合は、告発相談窓口に戻付し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 3 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。

- 4 告発は、書面、電話、ファックス、電子メールまたは面談により行うものとする。

- 5 告発は、原則として、悪意に基づく告発を防止するため、自らの氏名・連絡先を明らかにした上で行い、不正行為を行ったとする研究者の氏名やグループ等の名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていない場合ではない。

- 6 匿名による告発があった場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、前項にかかわらず、顕名の告発あった場合に準じた告発の取扱いができることとする。

- 7 告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講ずることとする。

(不正に係る措置)

第9条 不正行為が発覚又は疑いが生じた場合、研究倫理教育責任者は、遅滞・遺漏なく最高管理責任者に報告しなければならない。
(調査の方法等)

第10条 最高管理責任者は、告発があった場合、告発内容の合理性、調査可能性について、速やかに事案ごとに調査委員会を設置し予備調査を実施する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果をもとに、告発があった日から30日以内に本調査実施の可否を決定する。
- 3 本調査を行う場合は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に本調査を行う旨報告をする。
- 4 調査委員会を設置した場合は、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。これに対し、告発者及び被告発者は通知を受けた日から10日以内に異議申立てをすることができる。
- 5 前項による異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 調査委員会は、本調査の実施決定後、30日以内に本調査を開始するものとする。
- 7 調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 8 調査委員会は、本調査開始後、150日以内に調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 9 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 10 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 11 調査委員会は、第9項又は前項について認定を終了したときは、直ちに最高管理責任者へ報告する。
- 12 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
- 13 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときも同様とする。
- 14 調査結果について、速やかに告発者及び被告発者等に通知し、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査委員会)

第11条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 一 研究倫理教育責任者
- 二 最高管理責任者が指名するもの2名以上6名以内
- 2 調査委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。
- 3 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(不服申立て)

- 第12条** 不正行為と認定された被告発者は、通知を受理した日から14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。
- 2 不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、告発者または被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査の決定をしたときも同様とする。
 - 3 不服申立ての審査・再調査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代もしくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
 - 4 調査委員会は、不服申立てについて再調査を開始した場合、50日以内に先の調査を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
 - 5 最高管理責任者は、再調査の結果を告発者、被告発者、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

- 第13条** 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。
- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合等、公表することが適当と認められる場合は調査結果を公表する。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を公表する。
 - 4 調査結果の公表内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、調査委員会の委員の氏名及び所属、調査方法及び手順、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、不正行為の発生要因と再発防止策を含むものとする。

(守秘義務)

第14条 調査関係者は、相談、告発及び調査内容について、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外にその情報を漏らしてはならない。

(関係者の保護等)

第15条 最高管理責任者は、告発者及び調査関係者が告発を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。
(告発者及び被告発者に対する措置)

第16条 調査の報告において、不正行為への関与が認められた者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うと認定された者に対し、懲戒処分等の適切な措置を講ずるとともに、論文等の取下げを勧告しなければならない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学教職員のときは、本学規程に基づき適切な措置を講じなければならない。

(不正行為防止への取り組みについての公表)

第17条 不正への取組に関する本学の方針と意思決定手続きの公表は、本学ホームページ上への掲載をもって行う。
(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、両教授会及び研究科委員会の議を経て、理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成29年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年6月24日から施行する。